

認証申請に必要な添付書類の内容説明書

No.	添付書類名	内 容
(1)	法人の定款、寄付行為等の写し	
(2)	法人の登記簿謄本	・申請3か月以内を取得した登記簿謄本の原本
(3)	法人の組織図、役員等名簿、職員名簿、会員名簿	・「組織図」は、評価事業を実施する組織体制が分かること ・役員会の他に、評議員会等が設置されている場合はその名簿を添付すること
(4)	法人の事業概要説明書	・パンフレット等で法人が実施している事業概要が分るもの
(5)	法人の前年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書	・新設法人の場合は、法人設立時の事業計画書、財産目録、貸借対照表、収支予算書
(6)	評価調査者名簿および契約書（承諾書）の写し	・別紙様式に契約している評価調査者の氏名等の必要項目を記入 ・契約が締結されていることを証明できる書類の写し
(7)	評価決定委員会の委員名簿および委員就任承諾書の写し	・名簿には委員の主たる役職名を記載すること
(8)	評価機関の運営規程	・評価機関の運営規程には概ね次の内容を含めること ① 評価機関の所在地 ② 評価対象事業 ③ 評価調査者の設置 ④ 責任者・事務員等の職員配置 ⑤ 苦情解決 ⑥ 評価方針 ⑦ 評価調査者の研修 ⑧ 情報の管理 ⑨ その他必要な事項
(9)	評価項目の一覧表	・評価機関が定める評価項目の一覧表
(10)	評価手法に関する規程	・評価手法に関する規程には概ね次の内容を含めること ① 契約の締結 ② 事前説明 ③ 事前調査 ④ 利用者意向調査 ⑤ 訪問調査 ⑥ 個人情報の取扱い

No.	添付書類名	内 容
(10)	評価手法に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 評価結果の作成 ⑧ 事業者の評価結果公表への同意 ⑨ 評価結果の公表 ⑩ その他必要な事項
(11)	評価手数料に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ・評価機関が定める評価事業の料金を明確にしたもの
(12)	評価手数料およびその算定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象事業ごとの評価手数料およびその料金の算定根拠を明確にしたもの
(13)	福祉サービス事業者との間で締結する契約書の様式	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書には概ね次の内容を含めること ① 評価事業の契約期間 ② 評価項目・評価手法 ③ 評価調査者・評価決定委員会 ④ 契約金額および契約金の支払方法 ⑤ 評価機関および評価調査者の義務および禁止行為 ⑥ 福井県第三者評価基準等委員会への評価結果の報告および評価結果の公表 ⑦ 守秘義務および情報管理 ⑧ 契約内容の変更および解除 ⑨ 評価事業に伴う損害賠償 ⑩ 苦情対応 ⑪ その他必要な事項
(14)	守秘義務に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務に関する規程には概ね次の内容を含めること ① 情報の目的外使用の禁止 ② 情報の漏洩の禁止 ③ 情報収集における利用者の個人情報の取り扱い ④ 情報収集における評価対象事業者の情報の取り扱い ⑤ その他必要事項
(15)	倫理規程	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程には概ね次の内容を含めること ① 評価機関の使命および責任 ② 事業の公正性 ③ 人権の尊重 ④ 調査の際、虐待等の事実を確認したときの通報義務 ⑤ 利害関係の生じない評価事業の実施 ⑥ 評価対象事業者に不利益をもたらさない配慮義務 ⑦ 紛争の防止および早期解決

No.	添付書類名	内 容
(15)	倫理規程	⑧ 福井県第三者評価機関認証委員会および福井県第三者評価基準等委員会の指示の遵守、調査等の協力 ⑨ その他必要な事項
(16)	苦情等に関する規程	・苦情等に関する規程には概ね次の内容を含めること ① 苦情解決責任者の設置 ② 苦情受付担当者の設置 ③ 苦情受付担当者の職務 ④ 第三者委員の設置 ⑤ 第三者委員の職務 ⑥ 評価対象事業者・利用者等への周知 ⑦ 苦情の受付 ⑧ 苦情解決責任者および第三者委員への報告・確認 ⑨ 解決に向けての話し合い ⑩ 苦情解決結果の記録および第三者委員・苦情申出者への報告 ⑪ その他必要な事項
(17)	その他必要な書類	・福井県第三者評価機関認証委員会が特に提出を求めた書類

*各書類は、いくつかの規程が一本化されているなど、必ずしも独立したものでなくても構わないものとする。